放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、24都府県の47人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいておりません。3月22日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 24都府県47人

(青森県1、秋田県1、茨城県2、群馬県1、埼玉県1、千葉県3、東京都5、神奈川県2、富山県1、石川県1、山梨県1、長野県1、岐阜県2、静岡県1、京都府3、大阪府4、兵庫県6、奈良県1、鳥取県1、愛媛県1、福岡県5、佐賀県1、大分県1、鹿児島県1)

数字は人数

※ 予告は平成31年3月22日までに実施済み